

長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）金利引継特約付き
【フラット３５】の特徴及び注意事項について
(セカンドハウス用)

ご記入日	年 月 日
------	-------

金融機関名 株式会社カシワバラ・アシスト 御中

長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）金利引継特約付き【フラット３５】の特徴及び注意事項について了承の上、この住宅ローンを利用します。

(それぞれご本人様にご署名ください)

お申込人		連帯債務者	
------	--	-------	--

(説明担当者使用欄)

お客様にご説明されたご担当者の方が、下記の欄を必ずご記入ください。

説明日	年 月 日	会社名（屋号）	
-----	-------	---------	--

説明者（個人名をご記入ください）	
------------------	--

この住宅ローンは、住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）がお客さまのご利用になる住宅ローン債権を金融機関から譲り受け、証券化することで実現した長期固定金利の住宅ローンです。

ご利用にあたり、下記「金利引継特約付き【フラット３５】の特徴」及び「金利引継特約付き【フラット３５】の注意事項」をご確認ください。

1. 金利引継特約付き【フラット３５】の特徴

【長期優良住宅、予備認定マンション又は管理計画認定マンションであることの確認】

- (１) 金利引継特約付き【フラット３５】は、長期優良住宅、予備認定マンション又は管理計画認定マンションの認定を受けた住宅が対象となり、適合証明機関から発行される適合証明書において、「フラット３５維持保全型の基準の適用」欄の「適用する基準」欄（【フラット３５】リノベの場合は「性能の向上に係るリフォーム工事の種別」欄（※１）において、「長期優良住宅」、「予備認定マンション」又は「管理計画認定マンション」の項目に適合していることが確認できる必要があります（※２）。
- (※１) 【フラット３５】リノベで管理計画認定マンションを取得するときは、「性能の向上に係るリフォーム工事の種別」欄の記載によらず、以下のいずれかに該当する必要があります。
- ・融資対象住宅に係る管理計画認定通知書を提出し、当該通知書が融資対象住宅のものであると確認できること。
 - ・融資対象住宅が管理計画認定マンションの認定を取得していることが確認できること。
- (※２) 以下の場合は、取扱いが異なります。
- ・土砂災害特別警戒区域内に新築住宅の建設又は購入をする場合
 - ・災害危険区域内の急傾斜地崩壊危険区域内又は災害危険区域内の地すべり防止区域内に新築住宅の建設又は購入をする場合
 - ・都市再生特別措置法第 88 条第 5 項に基づく公表の措置を受けている新築住宅の建設又は購入をする場合

【債務の承継】

- (２) 融資対象住宅の譲渡と併せて当該融資対象住宅を取得する第三者に金利引継特約付き【フラット３５】の債務を承継することができます。ただし、当該債務の承継については機構における審査が必要であり、審査の結果によっては、当該債務の承継を行うことができない場合があります。

【適用金利】

- (３) 金利引継特約付き【フラット３５】は、返済期間（20 年以下又は 21 年以上）、融資率（9 割以下又は 9 割超）及び加入する団体信用生命保険の種類等に応じて異なる融資金利が適用されます。
- なお、返済が終了するまでの間に、脱退年齢（満 80 歳）に達して団体信用生命保険から脱退する場合、新 3 大疾病付機構団信の加入者が満 75 歳に達して 3 大疾病・介護の保障が終了する場合等、団体信用生命保険の保障が終了し、又は保障内容に異動が生じた場合でも融資金利は変更されません。
- (４) 金利引継特約付き【フラット３５】は、【フラット３５】S 等の金利引下げメニューがあり、それぞれの金利引下げメニューごとに技術基準等の適用要件、金利引下げ期間及び金利引下げ幅が異なります。また、複数の金利引下げメニューを利用する場合は、組み合わせによって適用される金利引下げ期間及び金利引下げ幅が異なります。
- (５) 金利引継特約付き【フラット３５】の融資金利については、借入申込時の金利が適用されるのではなく、金銭消費貸借契約時（資金交付時）の金利が適用されます。

【団体信用生命保険】

- (６) 金利引継特約付き【フラット３５】の団体信用生命保険には、「新機構団信（一般）」、「新機構団信（デュエット（ペア連生））」及び「新 3 大疾病付機構団信」があり、そのいずれかを選択し、ご加入いただけます。また、加入後の変更はできません。

なお、健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合は、死亡・身体障害状態等お客さまに万一のことがあっても団体信用生命保険の保障を受けることはできません。

【適合証明書】

- (７) 原則として、融資対象住宅について、利用する金利引下げメニューに応じた技術基準等に基づく物件検査を受け、適合証明書を金融機関に提出する必要があります。
- なお、物件検査の費用はお客さま負担であり、適合証明機関により異なります。

【住宅ローン債権の譲渡】

- (８) 【フラット３５】は、資金交付と同時に機構に住宅ローン債権が譲渡され、機構は譲り受けた住宅ローン債権を信託会社等に信託することができるものとします。
- (９) 住宅ローン債権を機構に譲渡した後も、融資金利、返済期間等の融資条件、元利金のご返済、各種届出、返済相談等の手続を行う金融機関は変わりません。

【繰上返済】

- (１０) 融資金を繰り上げてご返済するときは、ご返済する日の 1 か月前までに金融機関にお申し出ください。また、融資金の一部を繰り上げてご返済するときは、繰り上げて返済する額（元金）は 100 万円以上で、繰り上げて返済する日は毎月の返済日です。
- ※ 「住・My Note」（ご返済中のお客さま向けのインターネットサービス）で一部繰上返済の申込みを行う場合は、ご返済できる金額は 10 万円以上です。

2. 金利引継特約付き【フラット35】の注意事項

【連絡先及び事情変更があった場合の届出】

- (１) 資金交付後、氏名又は電話番号を変更する場合や、やむを得ない事情により住所を変更する場合は、金融機関にお申し出ください。
- (２) 資金交付後、やむを得ない事情により住宅の一部を店舗・事務所に変更する場合は、変更前に必ず金融機関へご相談ください。なお、店舗・事務所に変更する面積に応じて、融資金の全額又は一部を繰り上げて返済いただく場合があります。

【資金使途違反があった場合の対応】

- (３) 金利引継特約付き【フラット３５】は、お客さまご本人がセカンドハウスとして使用する住宅の建設、購入又は借換えの資金としてご利用いただくものであり、投資用物件（第三者に賃貸する目的の物件等）の取得資金としてはご利用できません。また、借入後いかなる事情があっても、融資対象住宅を自ら使用せずに第三者に使用させることはできません。融資対象住宅を自ら使用せずに第三者に使用させていることが判明した場合は、融資金全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。
- なお、ご返済中に、お客さまご本人が実際にセカンドハウスとして使用されていることを書面、電話、現地調査等の方法により確認させていただく場合があります。この確認においては、お客さまご本人がセカンドハウスとして使用されていることを証する書面の提出をお願いする場合があります。

【虚偽申請があった場合の対応】

- (４) 金利引継特約付き【フラット３５】の融資額は融資の対象となる所要資金額が上限であり、融資率（9 割以下又は 9 割超）に応じて異なる融資金利が適用されますので、所要資金額及び融資額はお客さまご本人が必ずご確認ください。また、所要資金額又は融資額に関する金融機関への提出書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく申し出ていただく必要があります。万一、借入申込書の内容又は金融機関への提出書類の内容に虚偽があった場合は、融資金全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。
- (５) 借入申込時において、金融機関に対して虚偽の事実を報告する等の不適正な方法により借入れを行った場合又は機構の承諾を得ないで融資対象住宅を住宅以外の用途に使用した場合において、【フラット３５】S 等の金利引下げの適用を受けたときは、その金利引下げによる機構の損失の額又は機構が得ることができなかった額を機構の損害とみなし、その損害の補償として、それらの額を請求いたしますのでご注意ください。

【外国籍の方の申込要件】

- (６) 金利引継特約付き【フラット３５】を外国籍の方がお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて、「永住者」又は「特別永住者」の資格が必要です。万一、永住者又は特別永住者の資格がなかったことが判明した場合は、融資金全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。

長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）金利引継特約付き

【フラット35】の特徴及び注意事項について

お客様控え

（セカンドハウス用）

金融機関名 株式会社カシワバラ・アシスト

この住宅ローンは、住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）がお客さまのご利用になる住宅ローン債権を金融機関から譲り受け、証券化することで実現した長期固定金利の住宅ローンです。
ご利用にあたり、下記「金利引継特約付き【フラット35】の特徴」及び「金利引継特約付き【フラット35】の注意事項」をご確認ください。

1. 金利引継特約付き【フラット35】の特徴

【長期優良住宅、予備認定マンション又は管理計画認定マンションであることの確認】

- (1) 金利引継特約付き【フラット35】は、長期優良住宅、予備認定マンション又は管理計画認定マンションの認定を受けた住宅が対象となり、適合証明機関から発行される適合証明書において、「フラット35維持保全型の基準の適用」欄の「適用する基準」欄（【フラット35】リノベの場合は「性能の向上に係るリフォーム工事の種別」欄（※1）において、「長期優良住宅」、「予備認定マンション」又は「管理計画認定マンション」の項目に適合していることが確認できる必要があります（※2）。
- (※1) 【フラット35】リノベで管理計画認定マンションを取得するときは、「性能の向上に係るリフォーム工事の種別」欄の記載によらず、以下のいずれかに該当する必要があります。
- ・融資対象住宅に係る管理計画認定通知書を提出し、当該通知書が融資対象住宅のものであると確認できること。
 - ・融資対象住宅が管理計画認定マンションの認定を取得していることが確認できること。
- (※2) 以下の場合は、取扱いが異なります。
- ・土砂災害特別警戒区域内に新築住宅の建設又は購入をする場合
 - ・災害危険区域内の急傾斜地崩壊危険区域内又は災害危険区域内の地すべり防止区域内に新築住宅の建設又は購入をする場合
 - ・都市再生特別措置法第88条第5項に基づく公表の措置を受けている新築住宅の建設又は購入をする場合

【債務の承継】

- (2) 融資対象住宅の譲渡と併せて当該融資対象住宅を取得する第三者に金利引継特約付き【フラット35】の債務を承継することができます。ただし、当該債務の承継については機構における審査が必要であり、審査の結果によっては、当該債務の承継を行うことができない場合があります。

【適用金利】

- (3) 金利引継特約付き【フラット35】は、返済期間（20年以下又は21年以上）、融資率（9割以下又は9割超）及び加入する団体信用生命保険の種類等に応じて異なる融資金利が適用されます。
- なお、返済が終了するまでの間に、脱退年齢（満80歳）に達して団体信用生命保険から脱退する場合、新3大疾病付機構団信の加入者が満75歳に達して3大疾病・介護の保障が終了する場合等、団体信用生命保険の保障が終了し、又は保障内容に異動が生じた場合でも融資金利は変更されません。
- (4) 金利引継特約付き【フラット35】は、【フラット35】S等の金利引下げメニューがあり、それぞれの金利引下げメニューごとに技術基準等の適用要件、金利引下げ期間及び金利引下げ幅が異なります。また、複数の金利引下げメニューを利用する場合は、組み合わせによって適用される金利引下げ期間及び金利引下げ幅が異なります。
- (5) 金利引継特約付き【フラット35】の融資金利については、借入申込時の金利が適用されるのではなく、金銭消費貸借契約時（資金交付時）の金利が適用されます。

【団体信用生命保険】

- (6) 金利引継特約付き【フラット35】の団体信用生命保険には、「新機構団信（一般）」、「新機構団信（デュエット（ペア連生）」及び「新3大疾病付機構団信」があり、そのいずれかを選択し、ご加入いただけます。また、加入後の変更はできません。
- なお、健康上の理由その他の事情で団体信用生命保険に加入されない場合は、死亡・身体障害状態等お客さまに万一のことであっても団体信用生命保険の保障を受けることはできません。

【適合証明書】

- (7) 原則として、融資対象住宅について、利用する金利引下げメニューに応じた技術基準等に基づく物件検査を受け、適合証明書を金融機関に提出する必要があります。
- なお、物件検査の費用はお客さま負担であり、適合証明機関により異なります。

【住宅ローン債権の譲渡】

- (8) 【フラット35】は、資金交付と同時に機構に住宅ローン債権が譲渡され、機構は譲り受けた住宅ローン債権を信託会社等に信託することができるものとします。

- (9) 住宅ローン債権を機構に譲渡した後も、融資金利、返済期間等の融資条件、元利金のご返済、各種届出、返済相談等の手続を行う金融機関は変わりません。

【繰上返済】

- (10) 融資金を繰り上げてご返済するときは、ご返済する日の1か月前までに金融機関にお申し出ください。また、融資金の一部を繰り上げてご返済するときは、繰り上げて返済する額（元金）は100万円以上で、繰り上げて返済する日は毎月の返済日です。
- ※ 「住・My Note」（ご返済中のお客さま向けのインターネットサービス）で一部繰上返済の申込みを行う場合は、ご返済できる金額は10万円以上です。

2. 金利引継特約付き【フラット35】の注意事項

【連絡先及び事情変更があった場合の届出】

- (1) 資金交付後、氏名又は電話番号を変更する場合や、やむを得ない事情により住所を変更する場合は、金融機関にお申し出ください。
- (2) 資金交付後、やむを得ない事情により住宅の一部を店舗・事務所に変更する場合は、変更前に必ず金融機関へご相談ください。なお、店舗・事務所に変更する面積に応じて、融資金の全額又は一部を繰り上げて返済いただく場合があります。

【資金使途違反があった場合の対応】

- (3) 金利引継特約付き【フラット35】は、お客さまご本人がセカンドハウスとして使用する住宅の建設、購入又は借換えの資金としてご利用いただくものであり、投資用物件（第三者に賃貸する目的の物件等）の取得資金としてはご利用できません。また、借入後いかなる事情があっても、融資対象住宅を自ら使用せずに第三者に使用させることはできません。融資対象住宅を自ら使用せずに第三者に使用させていることが判明した場合は、融資金全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。
- なお、ご返済中に、お客さまご本人が実際にセカンドハウスとして使用されていることを書面、電話、現地調査等の方法により確認させていただく場合があります。この確認においては、お客さまご本人がセカンドハウスとして使用されていることを証する書面の提出をお願いする場合があります。

【虚偽申請があった場合の対応】

- (4) 金利引継特約付き【フラット35】の融資額は融資の対象となる所要資金額が上限であり、融資率（9割以下又は9割超）に応じて異なる融資金利が適用されますので、所要資金額及び融資額はお客さまご本人が必ずご確認ください。また、所要資金額又は融資額に関する金融機関への提出書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく申し出ていただく必要があります。万一、借入申込書の内容又は金融機関への提出書類の内容に虚偽があった場合は、融資金全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。
- (5) 借入申込時において、金融機関に対して虚偽の事実を報告する等の不適正な方法により借入れを行った場合又は機構の承諾を得ないで融資対象住宅を住宅以外の用途に使用した場合において、【フラット35】S等の金利引下げの適用を受けたときは、その金利引下げによる機構の損失の額又は機構が得ることができなかった額を機構の損害とみなし、その損害の補償として、それらの額を請求いたしますのでご注意ください。

【外国籍の方の申込要件】

- (6) 金利引継特約付き【フラット35】を外国籍の方がお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて、「永住者」又は「特別永住者」の資格が必要です。万一、永住者又は特別永住者の資格がなかったことが判明した場合は、融資金全額を一括で返済していただきますのでご注意ください。